

○令和4年度農村振興局所管事業の前倒し執行について

令和4年4月26日 4農振第295号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長宛

令和4年度農村振興局所管事業の執行については、「令和4年度農村振興局所管公共事業等の施行について」（令和4年3月25日付け3農振第2875号）により、農村振興局長から各地方農政局長等あて通知されているところであるが、今般、「原油価格・物価高騰等総合緊急経済対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）において、令和4年度予算で措置した公共事業について、入札契約手続期間の運用の見直し等により前倒しで執行するなど、迅速かつ着実に執行するとされたことを踏まえ、下記のとおり必要な措置を適切に実施し、近年の上半期執行率を上回るペースを目途に執行されたい。

なお、貴職から国営事業（務）所に対して周知徹底するとともに、貴局管内の都府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

また、都府県に参考送付する際は、関係市町村等に対して参考送付する旨の依頼をされたい。

記

1 入札契約手続の効率化等

入札契約手続の実施に当たっては、次の（1）から（3）までにより、事務の改善、効率化及び手続に要する期間の短縮に努めること。

（1）手続期間の短縮

総合評価落札方式の実施における手続期間については、「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続について」（平成13年4月2日付け12経第2807号大臣官房経理課長通知。以下「経理課長通知」という。）に記載されている標準的な日数によらず、令和4年度予算による工事においては、競争性の確保に留意しつつ、事務手続に要する日数を精査の上で、必要に応じて設定できることとする。

（2）一括審査方式の積極的活用

総合評価落札方式における企業の技術力審査及び評価を効率化するため、提出させる技術資料（施工計画及び技術提案を含む。）の内容を同一のものとすることができると一括審査方式を積極的に活用すること。

(3) 総合評価落札方式における企業等の評価項目の適切な設定

総合評価落札方式のうち簡易型では、経理課長通知等において、企業、技術者（以下「企業等」という。）の能力等の評価項目は、施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて企業等の施工能力を判断できる項目を適宜設定することとしているところであるが、十分な技術力を持つにもかかわらず評価対象となる工事成績や表彰を持たない企業等に対しても受注機会の拡大を図るため、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、試行している工事成績等にとらわれない評価方式（企業実績重視型等）を積極的に活用し、企業等の評価項目の適切な設定に努めること。